

写

28消安第4213号
平成28年12月26日

都道府県知事 殿

農林水産省消費・安全局長

平成28年度の年末・年始及び春節における口蹄疫等に関する防疫対策の強化について

口蹄疫等に係る防疫対策については、「口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針」（平成27年11月20日農林水産大臣公表。以下「防疫指針」という。）により実施するほか、「平成27年度の年末・年始及び春節における口蹄疫等に関する防疫対策の強化について」（平成27年12月11日付け27消安第4581号農林水産省消費・安全局長通知）等により、飼養衛生管理基準（家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号。以下「法」という。）第12条の3の規定に基づく飼養衛生管理基準をいう。以下同じ。）の遵守状況の確認及び指導の徹底、万が一の発生時における的確かつ迅速な初動対応の徹底等をお願いしてきたところです。

我が国での口蹄疫の発生は平成22年の宮崎県の事例以降確認されておりませんが、我が国の近隣諸国においては、引き続き口蹄疫や豚コレラといった家畜伝染病が発生しており、中国やロシアでは、口蹄疫（O血清型）の発生が、最近も継続して確認されています。

このような中、我が国への訪日外国人旅行者数は年々増加しており、本年11月には約2,199万人に達し、本年1月から11月の間は、対前年同期比で22.4%増加しております。年末・年始及び春節（平成29年1月28日）を迎えるに当たり、今後、特にアジア地域における人・物の移動が盛んになることが見込まれることから、我が国への口蹄疫等の家畜伝染病のウイルスが侵入するリスクは依然として極めて高い状況にあると考えられ、十分に注意する必要があります。

つきましては、より一層の口蹄疫等に関する情報の共有に努め、改めて畜産関係者等の危機意識を高めるとともに、我が国における口蹄疫等の発生及びまん延を防ぐため、特に下記の事項に留意の上、口蹄疫等の発生予防対策及び万が一の発生時のまん延防止対策に万全を期すようお願いいたします。

記

1. 牛、豚等の飼養農場における飼養衛生管理の確認及び指導の徹底について

家畜防疫員は、法第51条の規定に基づき、家畜（牛、水牛、鹿、めん羊、山羊、豚及びいのししをいう。以下同じ。）の大規模所有者（家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第21条の2第8号に規定する大規模所有者をいう。以下同じ。）の農場（家畜の飼養農場に限る。以下同じ。）及び都道府県が必要と考える農場（例えば、口蹄疫等発生地域からの外国人労働者等を受け入れている農場。）に対し、防疫指針第2の2の（2）の①の規定に基づく立入検査を平成29年2月28日までに実施し、飼養衛生管理基準の遵守状況を確認し、適切な指導をすること。また、遵守状況の確認結果及び指導の実施状況について、農林水産省消費・安全局動物衛生課（以下「動物衛生課」という。）に報告すること（報告の内容及び方法については、別紙1の4の規定によることとする。）。

2. 畜産関係者の海外渡航の自粛等の指導の徹底について

農場の従業員も含めた畜産関係者に対し、口蹄疫等が発生している国への渡航及び口蹄疫等が発生している国の畜産関連施設由来の郵便物等の受取りを可能な限り自粛するよう要請し、仮に口蹄疫等が発生している国へ渡航し、又は口蹄疫等が発生している国の畜産関連施設由来の郵便物等を受け取る場合には、以下の点に留意するよう指導すること。

（1）渡航に当たっての留意事項

- ア 農場やと畜場などの畜産関連施設に立ち入らないこと。
- イ 肉製品等を日本に持ち帰らないこと。
- ウ 帰国の際には、到着した空海港の動物検疫所カウンターに立ち寄り、家畜防疫官の指導を受けること。

（2）帰国後の留意事項

- ア 飼養衛生管理基準に基づき、帰国後一週間、衛生管理区域（家畜伝染病予防法施行規則第21条の2第1号に規定する衛生管理区域をいう。以下同じ。）に立ち入らないこと。農場主、従業員等必要のある者がやむを得ず立ち入る場合は、洗髪・入浴、更衣等適切な処置を講じた上で立ち入ること。
- イ 飼養衛生管理基準に基づき、海外で使用した衣服及び靴を衛生管理区域に持ち込まないこととし、やむを得ず持ち込む場合には、事前に洗浄、消毒その他必要な措置を講ずること。

（3）郵便物等の受取りに当たっての留意事項

農場等の畜産関連施設由来の郵便物等については、衛生管理区域内に持ち込まないこととし、やむを得ず持ち込む場合には、事前に洗浄、消毒その他必要な措置を講ずること。

3. 口蹄疫等に関する研修会の開催及び消毒の徹底について

(1) 家畜の所有者及び畜産関連業者に加え、可能な限り、韓国、中国等の口蹄疫等発生国からの入国者が訪れる可能性の高いホテル、ゴルフ場などの管理者等を対象に、口蹄疫等に関する研修会（講習会その他これに類するものを含む。以下同じ。）を開催し、口蹄疫等の防疫及び飼養衛生管理基準の遵守に係る意識の向上を図り、農場、ホテル、ゴルフ場等における消毒を徹底するよう指導すること。この際、優良事例の紹介などにより、地域の飼養衛生管理に関する意識の向上を図ること。

(2) 外国人技能研修生、留学生等を受け入れる窓口となる団体、受入先の農場、大学等に、飼養衛生管理基準の遵守について、農林水産省ホームページ等に掲載された外国語に翻訳された資料を活用するなどにより、十分に周知し、必要に応じて指導すること。

（農林水産省ホームページの「家畜の病気を防ぐために（家畜衛生及び家畜の感染症について）」のページの「訪日される方への注意喚起」を参照）

4. 早期通報の再徹底について

家畜の所有者、獣医師等に対して、3の（1）の研修会の場も活用しつつ、法第13条の2第1項の規定に基づき農林水産大臣が指定する症状の具体的な内容について周知徹底するとともに、当該症状を呈している家畜を発見したときは、遅滞なく、当該家畜又はその死体の所在地を管轄する家畜保健衛生所に届け出るよう改めて指導を徹底すること。

5. 迅速かつ的確な初動対応の徹底及び連携体制の再確認について

(1) 都道府県が家畜の所有者、獣医師等から4の届出を受けた場合には、防疫指針第3の規定に基づく対応を迅速かつ的確に行うこと。また、全ての家畜保健衛生所が手順を理解し円滑に実施できるように、演習等の機会を活用し、反復的な訓練の実施に努めること。

(2) さらに、万が一の口蹄疫の発生時に備え、防疫指針第2の2の（8）から（11）までの規定に基づく市町村、関係機関及び関係団体との連携体制の整備状況について改めて確認するとともに、家畜集合施設の関係者、公衆衛生部局、農場の飼養衛生管理を担っている民間獣医師等との連携を強化すること。

6. 口蹄疫等に関する情報の共有について

当省から提供された口蹄疫等に関する情報については、必要に応じ、広く関係者に周知すること。特に、生産現場における防疫対応等に有用と考えられるものとして動物衛生課が周知するよう指定した情報については、確実かつ迅速に家畜の所有者、関係機関、関係団体等に周知すること。

※ 上記の指導等に当たっては、農林水産省等の以下のホームページの情報も活用すること。

- ・ 口蹄疫、豚コレラ及びアフリカ豚コレラの発生状況等に関する情報を入手したい場合には、農林水産省ホームページのトップページの検索画面で「発生状況 ○○（疾病名の入力）」で検索すると、関連情報を入手可能。
- ・ 動物衛生研究部門ホームページ「口蹄疫 画像・動画集」

<http://www.naro.affrc.go.jp/niah/fmd/piclist/index.html>

牛、豚等の飼養農場における飼養衛生管理基準の遵守状況の確認及び報告並びに指導の徹底について

1 目的

牛、豚等の飼養農場における飼養衛生管理基準の遵守状況を確認し、適切な指導を行うことにより、口蹄疫等の家畜の伝染性疾病の発生の予防に万全を期すこと。

2 立入検査の対象農場

家畜の大規模所有者の農場及び都道府県が立入検査が必要と考える農場を対象とする。また、これまでの立入検査の結果、飼養衛生管理に問題があった農場は優先的に立入検査を行うこと。

なお、平成28年4月1日以降に既に立入検査が実施され、3に掲げる確認が終了した農場については、当該確認の結果をもって本通知に基づく確認に代えることができるものとする。

3 遵守状況の確認及び指導の方法

別紙2の飼養衛生管理基準チェックシートを活用し、家畜防疫員が各農場を訪問して飼養衛生管理基準の遵守状況を確認し、適切な指導を行うこと。その際、1つの農場を家畜防疫員以外の者ととも確認した場合には、必ず家畜防疫員が最終的な確認を行うこと。指導を行った場合には、後日、その改善状況を確認すること。

なお、家畜防疫員1人当たりの確認対象農場が多く、立入検査の十分な実施が困難と考えられる地域については、非常勤職員、自衛防疫団体等を活用し、報告期限までに、飼養衛生管理の確認及び適切な指導を確実に実施すること。

4 報告の内容及び方法

立入検査の結果については、防疫指針第2の2の(2)の①の規定により平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に行った全ての立入検査の結果と併せて、様式1-1及び1-2による飼養衛生管理基準の遵守状況の確認結果報告書(Excelファイル)により、農林水産省消費・安全局動物衛生課担当者宛て(kokunai_boeki@maff.go.jp)に電子メールにより提出すること。

5 報告の期限

平成29年4月14日（金）

※ 飼養衛生管理基準の遵守状況の確認及び指導については、2の農場については、平成29年2月28日までに、それ以外は平成29年3月31日までに終了すること。

6 その他

- (1) 4の規定に基づき提出された飼養衛生管理基準の遵守状況の確認結果報告書については、動物衛生課において都道府県別に取りまとめ、個々の農場が特定されないように配慮した上で、公表することとする。
- (2) 立入検査において、飼養衛生管理基準の遵守に協力が得られない農場に対しては、「家畜伝染病予防法第12条の5の規定による指導及び助言、同法第12条の6第1項の規定による勧告並びに同条第2項の規定による命令に関するガイドラインの策定について」（平成23年10月31日付け23消安第3929号農林水産省消費・安全局動物衛生課長通知）を踏まえ、指導及び助言、告並びに命令の適切な対応をとること。
- (3) 長期にわたって立入検査に応じない農場がある場合には、罰則の適用を含め、厳格に対処すること。

牛・水牛・鹿・めん羊・山羊・豚・いのしし農場の飼養衛生管理チェック表（別紙2）
（平成28年度）

チェック項目	前年度の 評価	今年度 の評価
第一 家畜防疫に関する最新情報の把握	/	/
1 自らが飼養する家畜が感染する伝染性疾病の発生の予防及びまん延防止に関する情報を把握している。 <input type="checkbox"/>		
第二 衛生管理区域の設定	/	/
2 (1) 衛生管理区域を設定している。 (2) 衛生管理区域の境界が分かるようにしている。		
第三 衛生管理区域への病原体の持込みの防止	/	/
3 衛生管理区域の出入口に門を設置したり、「部外者立入禁止」等の看板を設置して入場者・車両の入場制限をしている。		
4 (1) 衛生管理区域の出入口付近に車両用の消毒薬を効果のある状態で常設している。 (2) 入場車両の消毒を常時行っている。		
5 (1) 衛生管理区域及び畜舎の出入口付近に立ち入る者用の消毒薬を効果のある状態で常設している。 (2) 衛生管理区域及び畜舎に出入りする際に手指の洗浄又は消毒及び靴の消毒を常時行っている。 <input type="checkbox"/>		
6 (1) 衛生管理区域専用の衣服及び靴を設置し、着用している。（※） <input type="checkbox"/> (2) 更衣前の衣服は、衛生管理区域専用の衣服等で完全に覆われている。（※）		
7 衛生管理区域に立ち入る者に対して、当日の他の畜産関係施設等への立入りの有無や過去1週間以内の海外からの入国歴（渡航歴）を確認し、必要がある場合を除いて、立ち入らせないようにしている。 <input type="checkbox"/>		
8 他の畜産関係施設等で使用し、又は使用したおそれがある物品であって、飼養する家畜に直接接触するものを衛生管理区域に持ち込む場合には、洗浄又は消毒をしている。 <input type="checkbox"/>		
9 衛生管理区域に持ち込む衣服及び靴の過去4月以内の海外での使用歴を確認し、必要がある場合を除いて、持ち込まないようにしている。 <input type="checkbox"/>		
10 家畜に給与する食品循環資源を原材料とする飼料は、加熱その他の適切な処理が行われたものを利用している。（※） <input type="checkbox"/>		
第四 野生動物等からの病原体の侵入防止	/	/
11 (1) 給餌設備に野生動物の排泄物の混入防止に必要な措置を講じている。 (2) 給水設備に野生動物の排泄物の混入防止に必要な措置を講じている。 (3) 飼料保管場所に野生動物の排泄物の混入防止に必要な措置を講じている。		
12 飼養する家畜に飲用に適した水を給与している。 <input type="checkbox"/>		
13 (1) 衛生管理区域の境界に野生動物の侵入を防止することができる柵等を設置している。（※） (2) 防鳥ネットの設置等により畜舎に野生動物の侵入を防止することができる措置を講じている。（※） (3) 防鳥ネットの設置等により糞尿処理施設に野生動物の侵入を防止することができる措置を講じている（※）		
第五 衛生管理区域の衛生状態の確保	/	/
14 (1) 畜舎及び器具の清掃又は消毒を定期的に行っている。 <input type="checkbox"/> (2) 家畜の体液（牛・水牛・鹿・めん羊・山羊において、生乳を除く。）が付着する物品を使用する際には、1頭ごとに（豚・いのししにおいて、注射針にあっては少なくとも畜房ごとに）交換又は消毒をしている。 <input type="checkbox"/>		
15 空になった畜舎（豚・いのししに限る。）、畜房又はハッチ（牛・水牛・鹿・めん羊・山羊に限る。）の清掃及び消毒をしている。 <input type="checkbox"/>		
16 家畜を適切な密度で飼養している。		

チェック項目	前年度の 評価	今年度 の評価
17 (1) 未処理の糞尿を衛生管理区域外へ持ち出す場合には、持ち出す前後に運搬車両を消毒している。(※)		
(2) 運搬車両に糞尿のこぼれ防止及びホコリの飛散防止措置を講じている。(※)		
第六 家畜の健康観察と異状が確認された場合の対処		
18 飼養する家畜が特定症状を呈している場合の家畜保健衛生所への連絡体制を確保している。		
19 飼養する家畜に異状が確認された場合には、速やかに獣医師の診療を受け、又は指導を求めている。	<input type="checkbox"/>	
20 毎日、飼養する家畜の健康観察を行っている。	<input type="checkbox"/>	
21 (1) 導入元の疾病発生状況及び導入畜の健康状態を確認後、家畜を導入している。		
(2) 導入畜が伝染性疾病にかかっていないことを確認するまでの間、他の家畜と直接接触させないようにしている。		
22 出荷又は移動の直前に家畜の健康状態を確認している。	<input type="checkbox"/>	
第七 埋却等の準備		
23 埋却、焼却又は化製処理の準備ができています。		
第八 感染ルート頭の早期特定のための記録の作成及び保管		
24 (1) 衛生管理区域に立ち入る者の記帳等について、張り紙等により周知している。(※)		
(2) 衛生管理区域に立ち入った者等に関する記録を作成し、1年間保存している。	<input type="checkbox"/>	
第九 大規模所有者に関する追加措置		
25 農場ごとに、担当の獣医師又は診療施設を定め、飼養する家畜の健康管理について定期的に指導を受けている。		
26 従業員が飼養する家畜が特定症状を呈していることを発見したときにおいて、所有者及び管理者の許可を得ず、直ちに家畜保健衛生所に通報することを規定したものを作成し、全従業員に周知徹底している。		

注1 □のある項目は、家畜伝染病予防法第12条の4第1項の規定（定期の報告）による報告項目です。□には、必要に応じて家畜の所有者からの報告状況（チェックの有無）を記入して下さい。

注2 評価欄には、○（適正に行われている）、×（適正に行われていない）又は－（業務体制上、行う必要がない）のいずれかを記入して下さい。

注3 ※の項目（6(1)及び10にあっては牛、水牛、鹿、めん羊又は山羊に限る。）は、飼養衛生管理基準に規定されていないが、飼養衛生管理の上で有効なものであるため、未実施農場については、必要に応じてその実施を指導して下さい。ただし、この指導は様式1（*）の指導には当たりません。